

◎民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律案新旧対照表
 ○社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）（抄）（附則第五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（定義） 第二条〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 次に掲げる事業を第二種社会福祉事業とする。 一 一の二 〔略〕 二の三 民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律（平成二十八年法律第 号）に規定する養子縁組あつせん事業 三 十三 〔略〕</p> <p>4 〔略〕</p>	<p>（定義） 第二条〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 次に掲げる事業を第二種社会福祉事業とする。 一 一の二 〔略〕 〔新設〕</p> <p>三 十三 〔略〕</p> <p>4 〔略〕</p>